

『東都生活協同組合』Web限定ポイント制度規程

(総則)

第1条

本規程は、東都生活協同組合（以下「当組合」といいます。）のWeb限定ポイント制度について定めるものです。

(対象者)

第2条

この制度の対象者は、当組合の組合員かつインターネット注文サイト（以下「Web注文サイト」といいます。）からのご利用がある組合員とします。

(ポイント付与)

第3条

ポイントの付与は次の通りに実施します。

Web限定ポイントは、対象となる商品をWeb注文サイトからの注文限定で利用高500円（消費税別）ごとに1ポイント付与します。その際に生じる端数は切り捨てます。

- Web限定ポイントの対象となる商品・サービスは、Web注文サイト内でご案内します。
- Web限定ポイントは、月度請求確定後に算出し、利用金額の口座振替完了後に付与します。Web注文サイト内に「獲得ポイント」として記載します。
- 口座振替日にお支払いができなかった場合、それ以降にお支払いが完了してもその月のポイントは付与されません。
- 各種企画（キャンペーン）で付与するポイントについては、その都度、ご案内します。
- ポイント対象商品は次に示す商品利用に限ります。
 - 食品（酒含む）、キャロットなどの雑貨品
 - ギフト商品
 - 登録商品（毎週お届け商品、青果ボックス、お米など）

(ポイント付与対象外)

第4条

次に掲げる事業や商品はポイント付与の対象外となります。

- 個配手数料（基本手数料・配達手数料）
 - くらしと生協
 - スクロール
 - 夕食宅配
 - 共済及び保険
 - チケットなど生活文化事業部の取り扱い商品及びサービス
 - 出資金
 - 募金
 - 活動におけるブロック活動費など
- OCR注文書及び電話・ファクシミリでの注文は、利用ポイント付与対象外となります。

(ポイントの使用)

第5条

使用可能ポイントは1ポイント1円で換算し、随時使用することができます。

- 使用できるポイントはWeb注文サイト内に表示する「使用可能ポイント」を上限とします。
- ポイントを使用する場合は、表示された使用可能ポイントを『すべて使用』となります。
- ギフト商品へのポイント使用はできません。

(ポイントの有効期限)

第6条

毎年3月21日から翌年3月20日の間に付与したポイントは、2年後の3月20日までが有効期限となります。

- 有効期限を迎えるポイントは、Web注文サイト内に記載してお知らせします。
- 有効期限が切れる前にポイントを使用できるようWeb注文サイト内などでご案内します。

(ポイントの使用制限)

第7条

付与されたポイントは、譲渡・共有・合算・貸与等する事はできません。

(ポイントの取消)

第8条

当組合は、次の場合に、組合員が保有するポイントを取消することができるものとします。

利用代金の支払がない場合。

- 組合員が、法令に違反し、その他当組合が定めた方法以外で不正にポイントを手入した場合。
- その他、当組合がポイントを取消することが適切であると判断した場合。（ポイント利用後のポイントの取消し）
- ポイント付与後、組合員都合による対象商品の返品・キャンセルがあった場合。

(ポイントの消滅)

第9条

当組合が定める有効期限内に使用しなかった対象ポイントは消滅します。

- 当組合を脱退した時点で保有しているポイントは消滅します。

(規程の改正)

第10条

本規程が当組合により改正されることがあることを会員は予め承諾するものとします。尚、規程の改正は施行の1ヶ月前に以下のいずれかの方法により会員に告知します。

- 配布するカタログと同時あるいは適宜、別紙でご案内します。

(2) 郵送または電子メールにて通知を行います。

(3) 本ポイント制度に関するWeb注文サイト画面において告知します。

2. 本規程の改正について、当組合から改正内容を組合員に通知した後に組合員が本サービスを利用したときは、改正事項を承認したものとします。

(本ポイント制度の終了)

第11条

本ポイント制度に関する案内は、ホームページ画面等で組合員にお知らせします。

2. 本ポイント制度を終了する場合には、十分な予告期間を設けた上で終了となる場合があります。

(制度規程の改廃)

第12条

本ポイント制度規程の改廃については、理事会で行います。

(附 則)

1. 本規程は2022年4月21日の理事会で制定し、2022年9月26日より施行します。

2. 本規程は、2022年5月24日に改正し、2022年9月26日より施行します。